

自治労兵庫県本部書記長 尾西亮太郎

労働学校(実践編)第1講座

「労使交渉のススメ」

自治労兵庫県本部

(はじめに)



- 近年、交渉を経験した役員が減少しているように思える。 そもそも交渉とはどんなものなのか?要求書の提出はお伺い をたてて出さなければならないもの?お願いすることと要求 が同じになっていない?
- また、労働組合の必要性は「労働組合とは」の基礎編でも確認してきているように、「労働組合」はしっかりと法的根拠がある「組合」というエンジンが用意されている。しかし、少なくない単組において組合「エンジン」の整備が不十分であり、「組合運動」の運転にも慣れていない。
- ▶本日の実践編では安全運転で走り出そう。

(本日の要点)

- ▶本日の講義では交渉に焦点を当てて労働組合の必要性を考えます。
- ▶講義の要点は
- ▶ 1. なぜ交渉を行うのか
- ▶ 2. 労働組合の強化は要求することから始まる
- ▶ 3. 要求をおこなうためには
- 4. 交渉の心得
- ▶以上です。

1-1. なぜ交渉を行うのか

- ▶働きやすい職場にするため・・、労働条件の改善・・、 賃金の改善・・、等
- ▶ 仕事8 自分8 休8 をめざす。

- ▶遊びって悪い事なのか
- ▶ 勤務時間通りに帰るのは悪い事なのか など
- ▶ そもそも労基法の基本は・・・当たり前のことを追及

1-2. なぜ交渉を行うのか

労働基準法

- 労働基準法の最低基準(最低賃金法、男女雇用機会均等法、 労働安全衛生法も)
- ▶ 強行的な最低基準を定め、違反者には刑事罰を課すとともに(労基法117条以下)、「この法律に定める基準に達しない労働条件を定める行動契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による」(13条)と規定。

2-1.組合強化は要求することから始まる

- ▶憲法第28条では、「勤労者の団結する権利及び団体 交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障す る」とされています。
- ▶良い労働条件は、労働者自身が団結して労働組合を作って、自分たちで獲得しなさい」「使用者に対抗して、団体交渉や争議権という力を背景にして、自分たちで労働条件を守りなさい」と解されます。
- そのため、各自治体では、組合を結成し取り組みを進めています。

2-2. 組合強化は要求することから始まる労働組合法



- ▶使用者と労働者の非対等な関係を集団的な労使関係として対 等な関係にする組織法
- ▶ 団結権の行使による労働組合の結成で労組法が適用
- ▶ 労組の団体交渉権、そして使用者には4つの義務(判例法理) 交渉応諾、誠実交渉、権限者の出席、労働協約締結の義務
- ▶ 団結権への介入、交渉権の拒否等は不当労働行為として禁止
- ▶団体交渉の結果は労働協約として労使を拘束、労使が締結した労働協約を下回る労働契約は無効

3-1. 要求をおこなうためには

▶ 労働条件の改善にむけ交渉を進めるためには県本部の 闘争スケジュールに沿って職場オルグを開催し、要求 書をまとめることから始める必要があります。

▶春闘(3月) → 人員確保闘争(6月) → 現業公企統一闘争(6月・10月) → 確定一時金闘争(11月) → 反行革・予算要求闘争(1月)

▶ 要求書の提出の基本は、交渉とします。

3-2. 要求をおこなうためには

- (1)折衝とは
- 折衝とは、予備交渉とも言います。
- 交渉日時の設定や要求の趣旨を伝えます。
- また、当局側の考え方を聞き取り持ち帰ります。
- 本番の交渉ではないので、折衝で完結させないよう 進めます。
- 基本は、当局側:課長、係長
- 組合側:書記長、書記次長で対応します。

4-1. 交渉の心得

- (1)位置づけの違い
- なかなか要求が通らない → 形だけであきらめムードに なっていないか。
- ▶ 要求を追及する → 組合員の愚痴からみんなの要求へ

(定年延長の交渉では・・・) 💢

- ▶ 余談として
- ▶ 2.6.2の法則
- アリの黄金率など

4-2. 交渉の心得

- (2) そもそも交渉とはどう進めるのか
- ▶ 1) 交渉は誰と?
- ▶ 2) 人数制限や時間の制限は?
- ▶ 3) 市政のことは管理職がしっかりとしてたら大丈夫?
- ▶ 4) 市をよくするには市議会ではダメなの?
- ▶ 5) 誰を納得させるのか

4-3. 交渉の心得

- (3) 当局と組合の視点の違いとは?
- ▶ 1) 人事評価のあり方 →
- ▶ 当局:マイナス評価を追及する(下を作る)
- ▶ 組合:プラス評価の必要性(士気を上げる)



- ▶ 2) 民主主義の考え方 → 暴言に対する議員の対応では
- ▶ だめな政治家:すぐに訴えをおこし自分を守る
- ▶ 頑張る政治家:言論の自由(お互い様の精神)を追及する

4-4. 交渉の心得

- (4) 交渉の権利を再確認しよう!
- ▶ 1)確認書(書面協定)の必要性

- (5)番外編
- ▶ 1) 労働安全衛生委員会の活用
- ▶ 2)組織内議員の活用



▶ 労働組合の権利を活用し働きやすい職場をめざして・

さあ準備は完了! アクセル全開で交渉を始めよう!

県本部は各単組の交渉支援を全力でサポートします。



自治労兵庫県本部